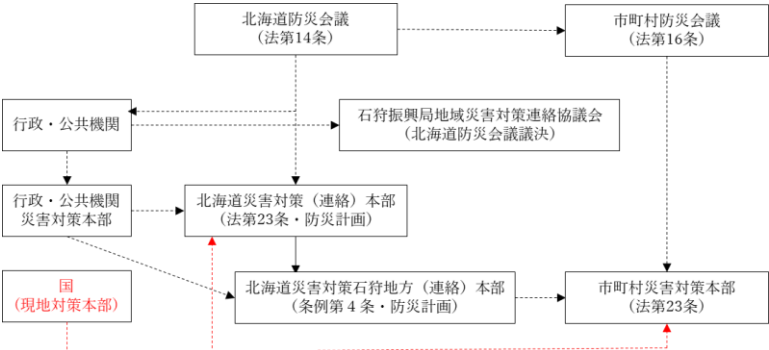
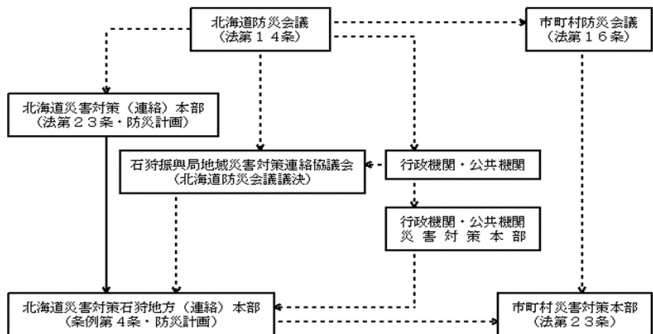


石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由								
1	<p>修正(案) 第2章 防災体制</p> <p>災害の応急及び復旧対策諸活動に即応する体制を確立し、総合的な災害対策を実施するため、石狩振興局地域の防災体制を次のとおりとする。</p> 	<p>現行(令和6年1月) 第2章 防災体制</p> <p>災害の応急及び復旧対策諸活動に即応する体制を確立し、総合的な災害対策を実施するため、石狩振興局地域の防災体制を次のとおりとする。</p> 	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画に合わせた修正 								
2	<p>第1節 防災組織</p> <p>第1 災害対策地方本部等の設置</p> <p>1 災害対策地方本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>災害対策本部を設置する場合は、知事は、石狩振興局に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。</p> <table border="1" data-bbox="168 853 1008 1029"> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立<u>地域</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立<u>地域</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> </table>	風水害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	<p>第1節 防災組織</p> <p>第1 災害対策地方本部等の設置</p> <p>1 災害対策地方本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>災害対策本部を設置する場合は、知事は、石狩振興局に災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を置くことができる。</p> <table border="1" data-bbox="1075 853 1915 1029"> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立<u>集落</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立<u>集落</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> </table>	風水害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画に合わせた修正
風水害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
雪害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
風水害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
雪害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
4	<p>2 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>災害対策連絡本部を設置する場合は、知事は、知事は、石狩振興局に災害対策地方連絡本部（以下「地方連絡本部」という。）を置くことができる。 また、振興局長は、地方連絡本部を設置することができる。</p> <table border="1" data-bbox="168 1236 1008 1412"> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立<u>地域</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立<u>地域</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> </table>	風水害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	<p>2 災害対策地方連絡本部</p> <p>(1) 設置</p> <p>災害対策連絡本部を設置する場合は、知事は、知事は、石狩振興局に災害対策地方連絡本部（以下「地方連絡本部」という。）を置くことができる。 また、振興局長は、地方連絡本部を設置することができる。</p> <table border="1" data-bbox="1075 1236 1915 1412"> <tr> <td>風水害</td> <td>(略) ・孤立<u>集落</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> <tr> <td>雪害</td> <td>(略) ・孤立<u>集落</u>、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)</td> </tr> </table>	風水害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	雪害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)	<p>修正理由</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道地域防災計画に合わせた修正
風水害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
雪害	(略) ・孤立 <u>地域</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
風水害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										
雪害	(略) ・孤立 <u>集落</u> 、避難者の発生等により応急対策が必要なとき。 (略)										

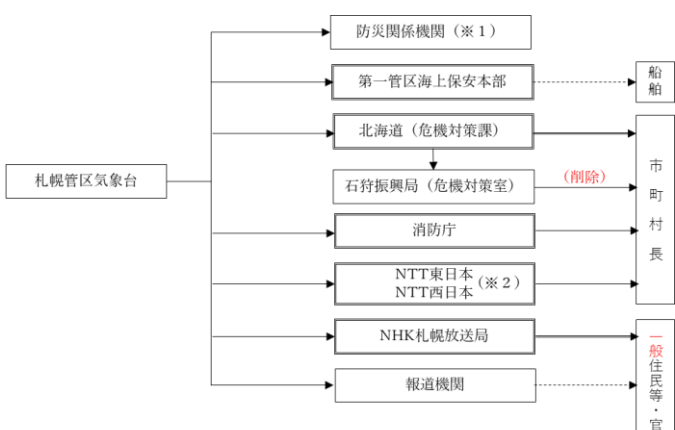
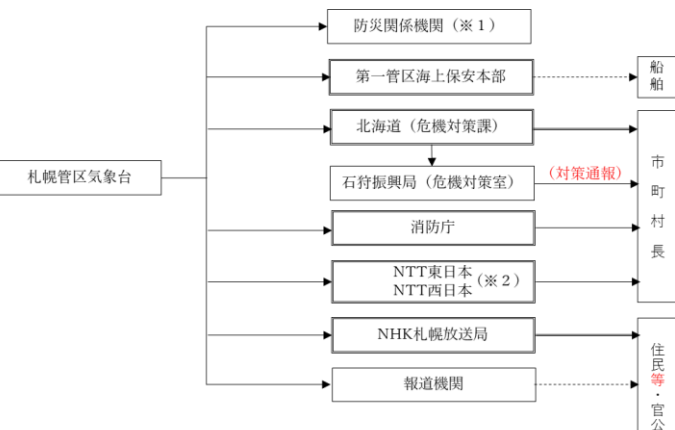
石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由																
8	<p>第3 各班の事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> <th>対策業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>危機対策室</td> <td>各係 各主査</td> <td>1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	課名	係名	対策業務	総務班	危機対策室	各係 各主査	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。	<p>第3 各班の事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>課名</th> <th>係名</th> <th>対策業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務班</td> <td>危機対策室</td> <td>各係 各主査</td> <td>1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	班名	課名	係名	対策業務	総務班	危機対策室	各係 各主査	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
班名	課名	係名	対策業務																
総務班	危機対策室	各係 各主査	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。																
班名	課名	係名	対策業務																
総務班	危機対策室	各係 各主査	1 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等の受理伝達 及び対策通報に関すること。																
15	<p>5 被害情報等の報告</p> <p>(1) 各課は、被害情報等を覚知した場合、各班長(代表課)経由で危機対策室に報告するものとする。ただし、人命に関わる又は関わるおそれがある場合及び孤立地域の発生等、重大な被害の発生又は発生するおそれがある場合は、各班長(代表課)へ報告するとともに、直接、危機対策室に報告するものとする。</p>	<p>5 被害情報等の報告</p> <p>(1) 各課は、被害情報等を覚知した場合、各班長(代表課)経由で危機対策室に報告するものとする。ただし、人命に関わる又は関わるおそれがある場合及び孤立集落の発生等、重大な被害の発生又は発生するおそれがある場合は、各班長(代表課)へ報告するとともに、直接、危機対策室に報告するものとする。</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>																

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由																																																				
17-18	<p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される(一部の市町村は分割)。</p> <p>(略)</p> <p>イ 気象に関する警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 気象注意報</p> <table border="1" data-bbox="163 443 1016 1477"> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。	雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。	<p>1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準</p> <p>(1) 種類及び発表基準</p> <p>ア 気象等に関する特別警報 予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。</p> <p>(略)</p> <p>イ 気象等に関する警報・注意報</p> <p>(略)</p> <p>(イ) 気象注意報</p> <table border="1" data-bbox="1066 443 1897 1477"> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>風雪注意報</td> <td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。</td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。</td> </tr> <tr> <td>なだれ注意報</td> <td>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着氷注意報</td> <td>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>着雪注意報</td> <td>著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>融雪注意報</td> <td>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。</td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。</td> </tr> </table>	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																						
大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし、「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雪注意報が発表される。																																																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。																																																						
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																						
なだれ注意報	「なだれ」による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。																																																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・水没等の被害が発生するおそれのあるときに発表される。																																																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表される。																																																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表される。																																																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表される。																																																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表される。																																																						
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。																																																						
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。																																																						
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。																																																						
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。																																																						
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。																																																						
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																						
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																						
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。																																																						
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。																																																						
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。																																																						

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
20	2 注意報・警報の基準(石狩地方) (1) 警報・注意報発表基準一覧表(札幌管区気象台) 令和6年5月23日現在	2 注意報・警報の基準(石狩地方) (1) 警報・注意報発表基準一覧表(札幌管区気象台) 令和5年6月8日現在	・日時の変更 (照会后修正)
24	3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達  <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 は、放送・無線 (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 (※2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達 </p>	3 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達  <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先 (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 は、放送・無線 (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 (※2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達 </p>	・北海道地域防災計画に合わせた修正
25	5 気象情報等 (1) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 (2) 北海道地方気象情報、府県(石狩・空知・後志地方)気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。	5 気象情報等 (1) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(石狩・空知・後志地方など)で発表される。大雨と高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 (2) 北海道地方気象情報、府県(石狩・空知・後志地方)気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。	・北海道地域防災計画に合わせた修正

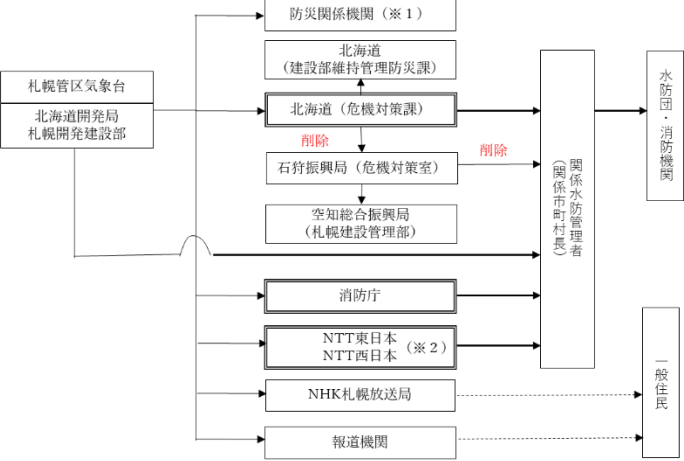
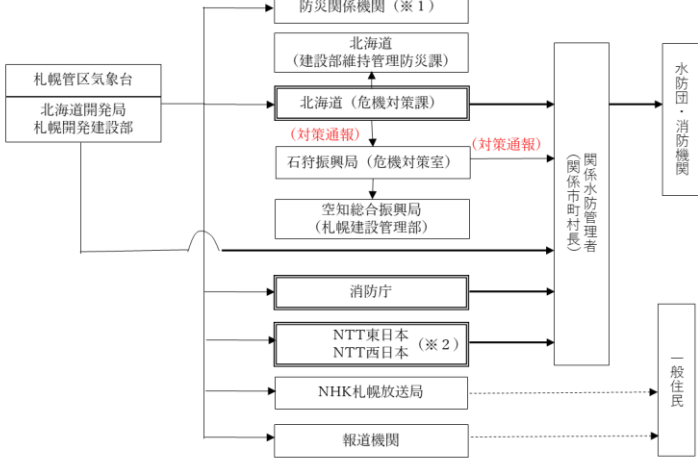
石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
26	<p>(3) 土砂災害警戒情報</p>  <p>→ は、放送 → は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路 (※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等</p>	<p>(3) 土砂災害警戒情報</p>  <p>→ は、放送 → は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路 (※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
26	<p>5 気象情報等</p> <p>(2) 北海道地方気象情報、府県(石狩・空知・後志地方)気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表される情報。 (略)</p> <p>(4) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表される情報。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに(削除)発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を(削除)発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>5 気象情報等</p> <p>(2) 北海道地方気象情報、府県(石狩・空知・後志地方)気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。 (略)</p> <p>(4) 台風に関する気象情報 北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。</p> <p>(6) 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</p>	<p>・字句の修正</p>

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由																																						
27	<p>第2 水防法・気象業務法に基づく予報伝達系統</p> <p>1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</td> <td>水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報</td> <td>札幌管区気象台</td> <td rowspan="2">一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活動用津波注意報・警報</td> <td>気象庁又は大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>洪水注意報・洪水警報・ (削除)</td> <td>北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報 水防法第16条</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表期間	摘要	気象等予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	札幌管区気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。		水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台	洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警報・ (削除)	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報 水防法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	<p>第2 水防法・気象業務法に基づく予報伝達系統</p> <p>1 水防活動に用いられる予報及び警報等の種類及び発表機関は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種類</th> <th>発表期間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項</td> <td>水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報</td> <td>札幌管区気象台</td> <td rowspan="2">一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防活動用津波注意報・警報</td> <td>気象庁又は大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項</td> <td>注意報・警報・情報</td> <td>北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同</td> <td>指定河川について、水位又は流量を示して行う予報</td> </tr> <tr> <td>水防警報 水防法第16条</td> <td>待機・準備・出動・指示・解除</td> <td>北海道開発局 北海道</td> <td>指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種類	発表期間	摘要	気象予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	札幌管区気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。		水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台	洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・ 情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報	水防警報 水防法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表	<ul style="list-style-type: none"> ・字句の修正 ・表現の適正化及び洪水予報に情報は
区分	種類	発表期間	摘要																																						
気象等予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	札幌管区気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。																																						
	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台																																							
洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	洪水注意報・洪水警報・ (削除)	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																																						
水防警報 水防法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																						
区分	種類	発表期間	摘要																																						
気象予報警報 水防法第10条第1項 気象業務法 第14条の2第1項	水防活動用気象注意報・警報 水防活動用洪水注意報・警報 水防活動用高潮注意報・警報	札幌管区気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報の発表をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。																																						
	水防活動用津波注意報・警報	気象庁又は大阪管区気象台																																							
洪水予報 水防法第10条第2項 水防法第11条第1項 気象業務法 第14条の2第2項 第14条の2第3項	注意報・警報・ 情報	北海道開発局 北海道 札幌管区気象台 共同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報																																						
水防警報 水防法第16条	待機・準備・出動・指示・解除	北海道開発局 北海道	指定河川地域の水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表																																						
28	<p>2 水防活動用気象等警報及び注意報</p> <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先は、放送 -----> (※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※2) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 </p>	<p>2 水防活動用気象等警報及び注意報</p> <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく水防活動用気象等警報の通知先は、放送 -----> (※1) NTT東日本及びNTT西日本には、水防活動用気象等注意報の通知は行わない。 (※2) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域防災計画に合わせた修正 																																						

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由																																		
29	<p>3 指定河川洪水予報 洪水予報の種類及び発表基準等</p> <table border="1" data-bbox="185 245 792 799"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警戒報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警戒報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警戒報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき	<p>3 指定河川洪水予報 洪水予報の種類及び発表基準等</p> <table border="1" data-bbox="1093 245 1944 799"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>とるべき行動</th> <th>警戒レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫注意情報解除</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域を避脱先、避難経路を確認。</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報 (洪水警戒報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者に水位上昇が見込まれるとき、等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報 (洪水警戒報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報 (洪水警戒報)</td> <td>氾濫が発生したとき</td> <td>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル	氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき			氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域を避脱先、避難経路を確認。	警戒レベル2相当	氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者に水位上昇が見込まれるとき、等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3相当	氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4相当	氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5相当	
種類	発表基準																																				
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																				
氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																																				
氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき																																				
氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき																																				
種類	発表基準	とるべき行動	警戒レベル																																		
氾濫注意情報解除	基準地点の水位が氾濫注意水位を下回ったとき																																				
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域を避脱先、避難経路を確認。	警戒レベル2相当																																		
氾濫警戒情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者に水位上昇が見込まれるとき、等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も避難の準備をしたり自ら避難の判断を行う。	警戒レベル3相当																																		
氾濫危険情報 (洪水警戒報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を概え、更に水位の上昇が見込まれるとき	地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても自らの避難の判断を行う。	警戒レベル4相当																																		
氾濫発生情報 (洪水警戒報)	氾濫が発生したとき	地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。災害がすでに発生している状況となっている。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保。	警戒レベル5相当																																		
30	<p>(2) 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図</p>  <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 は、放送 </p> <p> (※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 (※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警戒報のみとし、一般の利用に適合する洪水警戒報の通知をもって代える。 </p>	<p>(2) 国の機関が行う洪水予報の伝達系統図</p>  <p> (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 は、放送 </p> <p> (※1) 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 (※2) NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警戒報のみとし、一般の利用に適合する洪水警戒報の通知をもって代える。 </p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>																																		

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
31	<p>5 知事が行う洪水予報 (1) 洪水予報河川</p> <p>（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 は、放送 ※1 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 ※2 NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	<p>5 知事が行う洪水予報 (1) 洪水予報河川</p> <p>（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく洪水予報の通知先は、放送 は、放送 ※1 陸上自衛隊、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力(株)等 ※2 NTT東日本及びNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
33	<p>4 国土交通大臣が行う水防警報 (2) 伝達系統図</p>	<p>4 国土交通大臣が行う水防警報 (2) 伝達系統図</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正(照会后修正)</p>

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
33	<p>5 知事が行う水防警報 (2) 伝達系統図</p>	<p>5 知事が行う水防警報 (2) 伝達系統図</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
36	<p>(3) 水位の公表 …(中略)… 水防法第12条第2項の規定により、水位が氾溢注意水位(警戒水位)を超えるときは、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/ 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 https://city.river.go.jp/ (注: ID・パスワードにより利用、携帯携帯電話用有り)</p> </div>	<p>(3) 水位の公表 …(中略)… 水防法第12条第2項の規定により、水位がはん溢注意水位(警戒水位)を超えるときは、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省「川の防災情報」 https://www.river.go.jp/ 国土交通省 市町村向け「川の防災情報」 https://city.river.go.jp/ (注: ID・パスワードにより利用、携帯携帯電話用有り)</p> </div>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正 (照会后修正)</p>

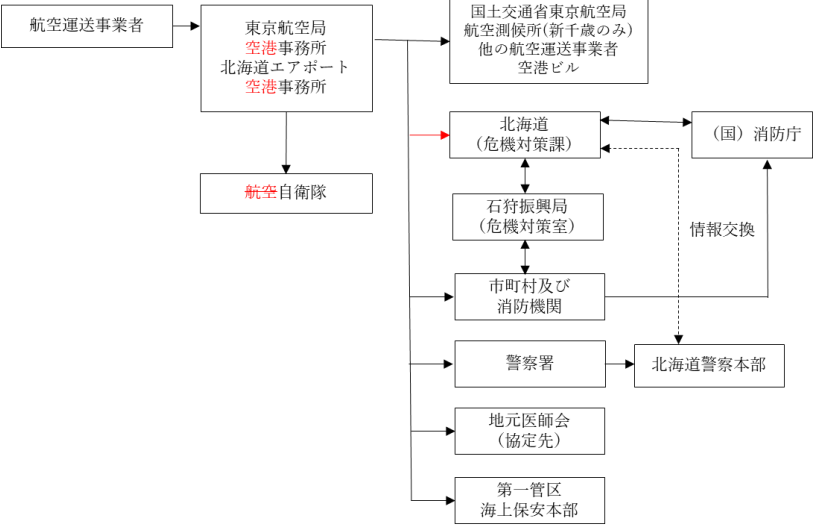
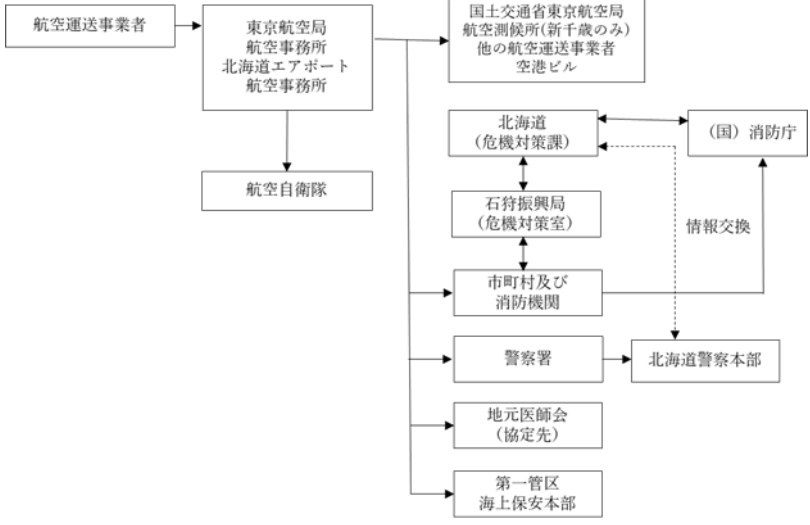
石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
39— 40	<p>第6 地震・津波に関する伝達系統</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)が発表される。</p> <p>なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 津波警報等の種類及び内容</p> <p>1 津波警報等の種類</p> <p>(1) 大津波警報及び津波警報</p> <p>該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報が発表される。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(2) 津波注意報</p> <p>該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表される。</p> <p>(3) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表される。</p> <p>2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等</p> <p>地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表される。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表される。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等が発表される。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表された場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表される。</p>	<p>第6 地震・津波に関する伝達系統</p> <p>1 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想された地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。</p> <p>なお、震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(略)</p> <p>第7 津波警報等の種類及び内容</p> <p>1 津波警報等の種類及び内容</p> <p>1 津波警報等の種類</p> <p>(1) 大津波警報及び津波警報</p> <p>該当する津波予報区において、津波による重大な災害のおそれが著しく大きい場合に大津波警報を、津波による重大な災害のおそれがある場合に津波警報を発表する。</p> <p>なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> <p>(2) 津波注意報</p> <p>該当する津波予報区において、津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。</p> <p>(3) 津波予報津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。</p> <p>2 発表基準・解説・発表される津波の高さ等</p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>

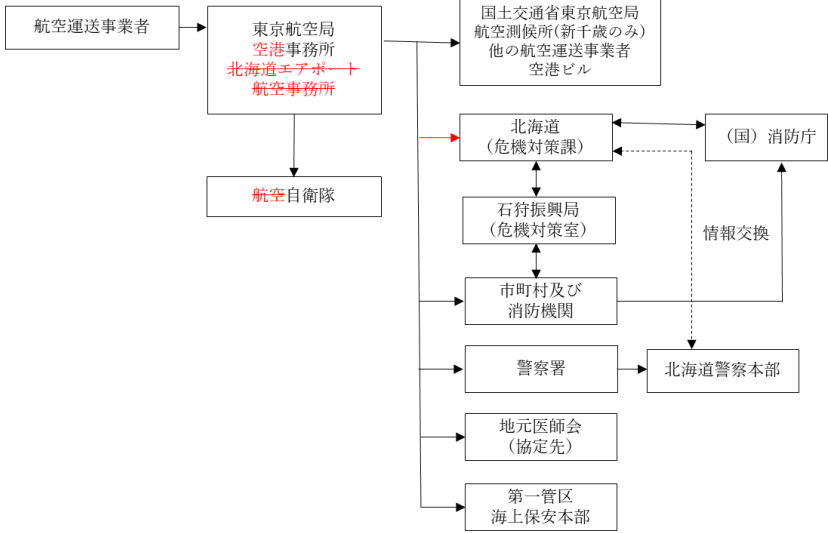
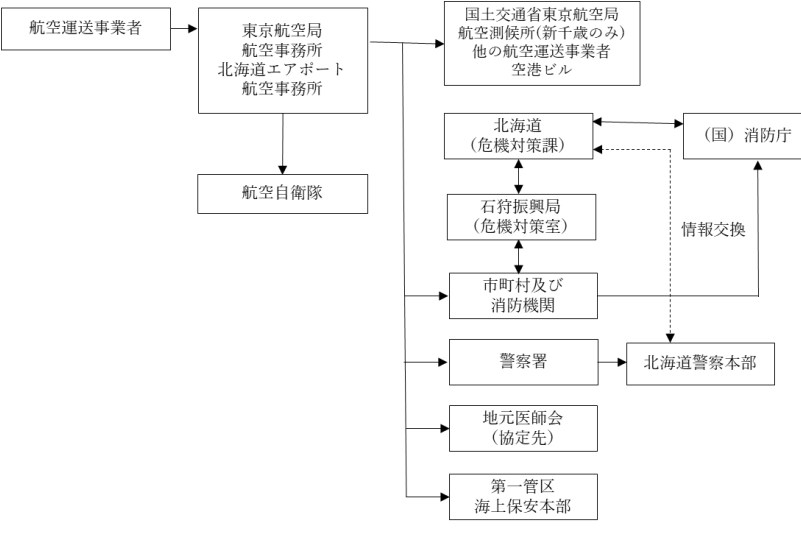
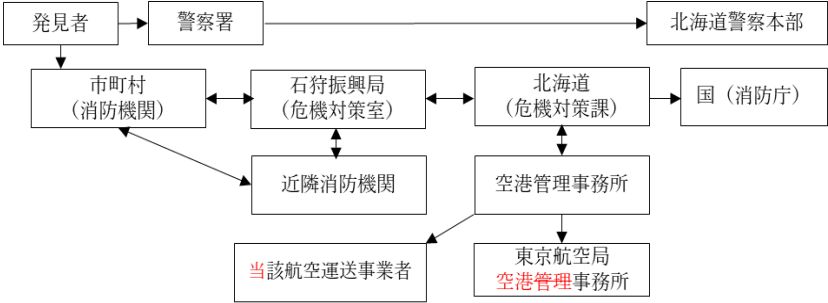
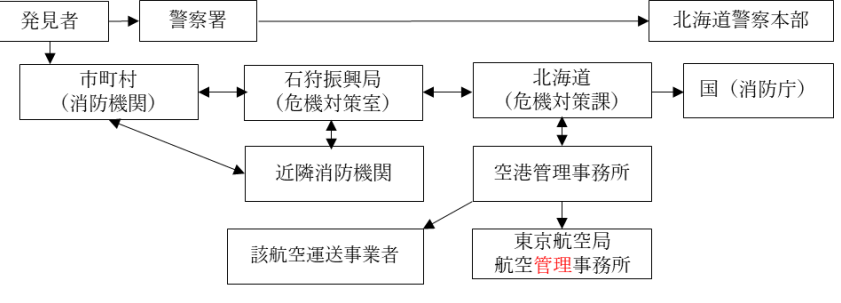
石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由																																																
40	<p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>(1) 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報 (特別警報)</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
津波警報等の種類	発表基準			発表される津波の高さ			想定される被害ととるべき行動																																												
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
津波注意報	予想される津波の 最大波 の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																															
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																																															
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																																
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
		10m (5m<予想高さ≤10m)																																																	
		5m (3m<予想高さ≤5m)																																																	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																															
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだか流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																															
60	<p>第3節 災害情報及び被害状況報告 第1 災害情報等通信系統 / 3 関係機関連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道ガス(株)本社</td> <td>〒060-8530 東区北7条東2丁目</td> <td>011-792-8320</td> <td>011-792-8122</td> <td>保安推進部保安推進グループ</td> </tr> </table>	北海道ガス(株)本社	〒060-8530 東区北7条東2丁目	011-792-8320	011-792-8122	保安推進部保安推進グループ	<p>第3節 災害情報及び被害状況報告 第1 災害情報等通信系統 / 3 関係機関連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道ガス(株)本社</td> <td>〒060-8530 東区北7条東2丁目</td> <td>011-792-8320</td> <td>011-792-8122</td> <td>導管計画部計画推進グループ</td> </tr> </table>	北海道ガス(株)本社	〒060-8530 東区北7条東2丁目	011-792-8320	011-792-8122	導管計画部計画推進グループ	<p>・組織改正のため(照会后修正)</p>																																						
北海道ガス(株)本社	〒060-8530 東区北7条東2丁目	011-792-8320	011-792-8122	保安推進部保安推進グループ																																															
北海道ガス(株)本社	〒060-8530 東区北7条東2丁目	011-792-8320	011-792-8122	導管計画部計画推進グループ																																															

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
81	<p>第6節 航空機及び無人航空機活用計画</p> <p>4 航空機の活動内容 (略)</p> <p>(4) その他 航空機の活用が有効と認められる場合</p>	<p>第6節 ヘリコプター等活用計画</p> <p>4 消防防災ヘリコプターの活動内容 (略)</p> <p>(4) その他 ヘリコプター等の活用が有効と認められる場合</p>	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p>
103	<p>1 空港区域内又は空港区域周辺の場合 (1) 国土交通省管理空港【新千歳】</p> 	<p>1 空港区域内又は空港区域周辺の場合 (1) 国土交通省・防衛省管理空港【新千歳】</p> 	<p>・北海道地域防災計画に合わせた修正</p> <p>・組織名の修正</p>

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由
104	<p>(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】</p> 	<p>(2) 国土交通省・防衛省管理空港【丘珠】</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域防災計画に合わせた修正 ・組織名の修正
104	<p>(3) その他の地域で発生地点が明確な場合</p> 	<p>(3) その他の地域で発生地点が明確な場合</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織名の修正 ・文言修正

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由								
104	<p>(4) その他の地域で発生地点が不明な場合(航空機の捜索活動)</p> 	<p>(4) その他の地域で発生地点が不明な場合(航空機の捜索活動)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年9月30日を以て組織廃止 ・組織名修正 								
110	<p>第8節 大規模停電災害対策計画</p> <p>大規模停電災害により、道民をはじめ観光客や外国人等、北海道に滞在するあらゆる人々の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じる恐れのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。</p> <p>石狩地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする</p>	<p>第8節 大規模停電災害対策計画</p> <p>大規模停電災害により、道民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じる恐れのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、各防災関係機関は北海道地域防災計画及び各機関が定める防災業務計画等により、災害応急対策を実施する。</p> <p>石狩地方本部の各機関が実施する予防・応急対策は第2章第1節第3「各班の事務分担」及び第3章「災害応急対策計画」によるものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域防災計画に合わせた修正 								
118	<p>第2 各構成機関の業務</p> <p>石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 853 1003 1093"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td> (1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MI-C-T-EAM)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨時の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MI-C-T-EAM)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨時の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>	<p>第2 各構成機関の業務</p> <p>石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1072 853 1832 946"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td> (1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域防災計画に合わせた修正
機関名	事務又は業務										
北海道総合通信局	(1) <u>非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関すること。</u> (2) <u>災害時テレコム支援チーム(MI-C-T-EAM)による災害対応支援に関すること。</u> (3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。</u> (4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨時の措置)の実施に関すること。</u> (5) <u>電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。</u>										
機関名	事務又は業務										
北海道総合通信局	(1) <u>災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。</u> (2) <u>非常通信協議会の運営に関すること。</u>										
119	<p>第2 各構成機関の業務</p> <p>石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="165 1284 958 1377"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td> (1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話(株)	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	<p>第2 各構成機関の業務</p> <p>石狩振興局地域災害対策連絡協議会を構成する機関の業務は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1072 1284 1865 1399"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話(株)</td> <td> (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務	東日本電信電話(株)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道地域防災計画に合わせた修正(照会后修正)
機関名	事務又は業務										
東日本電信電話(株)	(1) <u>通信設備等の防災対策に関すること</u> (2) <u>重要通信の確保に関すること。</u> (3) <u>災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>										
機関名	事務又は業務										
東日本電信電話(株)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設)										

石狩振興局地域災害対策要綱 新旧対照表

頁	修正(案)	現行(令和6年1月)	修正理由						
119	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="165 212 394 331"> (株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル株式会社 </td> <td data-bbox="394 212 958 331"> <u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u> </td> </tr> </table>	(株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1070 212 1299 244">機 関 名</th> <th data-bbox="1299 212 1865 244">事務又は業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1070 244 1299 363"> (株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) (新設) </td> <td data-bbox="1299 244 1865 363"> (1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設) </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事務又は業務	(株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) (新設)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設)	・北海道地域防災計画に合わせた修正
(株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル株式会社	<u>(1) 通信設備等の防災対策に関すること</u> <u>(2) 重要通信の確保に関すること。</u> <u>(3) 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。</u>								
機 関 名	事務又は業務								
(株)NTTドコモ北海道支社 KDD I(株) ソフトバンク(株) (新設)	(1) <u>非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。</u> (新設)								